

県営公園ネーミングライツ事業に関する質問と回答

No.	質問項目	質問	回答
1	費用の負担等について	施設内看板の名称変更総額（工事費含む）	変更内容や変更箇所数、設置状況によりますので、具体的な金額をお示しすることはできません。実際に変更をご希望される場合は、県及び指定管理者と協議の上、見積徴収から施工業者との契約、施工及び契約終了後の原状復帰まで、命名権者に実施していただきます。なお、一般的に、園内の案内看板等に掲載されている公園名の上に、愛称をシール等で上貼りする施工内容については、1箇所あたり数万円程度と見込まれます。まずは、県公園スタジアム課を通じて各公園の管理事務所にご相談ください。
2		周辺道路標識の名称変更総額（工事費含む）	変更内容や変更箇所数、設置状況によりますので、具体的な金額をお示しすることはできません。また、道路管理者が設置しているすべての標識について、設置状況を把握するための情報がございません。実際に変更をご希望される場合は、県、指定管理者及び道路管理者と協議の上、見積徴収から施工業者との契約、施工、契約終了後の原状復帰まで、命名権者に実施していただきます。なお、一般的に道路上に設置した看板等に掲載されている公園名の上に、愛称をシール等で上貼りする施工内容については、高所作業車及び車両誘導員の手配等を含めて1箇所あたり数十万円程度と見込まれます。まずは、県公園スタジアム課を通じて各公園の管理事務所にご相談ください。
3		加須はなさき公園において、屋外広告物条例における規制が適用されるものとは、具体的に何が該当するのか	加須市内で看板、広告板などの「屋外広告物」を設置する場合、「埼玉県屋外広告物条例」により許可が必要な場合があります。条例では、設置できる場所、広告物の大きさ、維持管理などについて規制しています。具体的には、当該事務を所管する加須市建築開発課(建築指導担当0480-62-1111)にお問合せください。また、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の区域は「禁止地域」に該当しているため、表示できる広告物には制限がある一方、有料の公園施設内で完結する広告物であれば屋外広告物に該当しないことがあることを申し添えます。詳しくは、公園が所在する市町村の担当窓口にご相談ください。なお、仮に屋外広告物の設置要件を満たすことができた広告物の設置に際しては、各公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を所管する埼玉県大宮公園事務所又は営繕・公園事務所に協議の上、許可を得ていただく必要があります。まずは、県公園スタジアム課を通じて各公園の管理事務所にご相談ください。また、設置費用及び設置後の使用料又は利用料金等の負担は命名権者となります。 (参考) https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/kenchiku/okugaikoukokubutsu/6228.html
4	提出書類について	命名権以外に発生する年間のランニングコストは。過去の実績等	命名権以外にランニングコストが発生するケースは、設置物等の内容に応じた維持管理費用及び設置管理料等の発生が考えられますが、県営公園としては初めての公募につき、過去の実績等はございません。
5		会社概要及び事業計画書の様式を開示してほしい。要望されている記載事項が分からない	会社概要や事業計画等が分かる、会社案内パンフレット及び役員会等で承認されている事業計画書等を想定しています（様式は問いません）。
6		グループ応募の場合の提出書類は	グループ応募に際しては、要項に記載のとおり、すべての書類を構成団体ごとにご提出いただくことになります。なお、記載事項は様式に応じて、各社同じ内容でも構いません。
7		グループ応募の場合、参画するすべての団体が出資する必要があるのか	すべての団体の出資は必要ありません。
8	愛称の表示箇所等	インスタ・X等の投稿で、#●●（社名）と#○○（公園名）を分けて付けることは可能か	投稿に際して、当該イベントの主催者の意向を踏まえてタグ付けの手法を検討します。まずは、県公園スタジアム課を通じて各公園の管理事務所にご相談ください。
9		加須はなさき水上公園の看板の詳細な設置場所。現時点で使用されている看板の写真など	次のホームページをご参照ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/namingrights-kazosign.html
10		看板の設置場所の変更は可能か	各公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を所管する埼玉県大宮公園事務所又は営繕・公園事務所において、移設に関する協議を申し入れ、許可を得ていただく必要があります。まずは、県公園スタジアム課を通じて各公園の管理事務所にご相談ください。なお、看板の新設、移設を問わず、必要な経費等の負担は命名権者となります。
11	スケジュール	応募後、企業の決定はいつ頃になるのか	令和7年11月頃に愛称を決定し、12月頃に契約締結、公表。令和8年1月から愛称の使用を開始する予定です。
12	応募条件	契約金額は100万円以上とあるが上限はあるのか	契約希望金額以上であれば、上限はありません。
13		複数の公園に応募して、複数の公園で優先交渉権を得られた場合に、そのうちの一部の公園とのみ契約を締結し、優先交渉権を得たすべての公園との契約を締結しないことは可能か	原則として可能です。ただし、結果的に優先交渉権を獲得した公園又は公園施設のいずれかと必ず契約を締結してください。当初から契約する意思がない公園及び公園施設への応募はご遠慮ください。
14	命名に関する条件	ロゴマークの掲載は可能か	愛称にロゴマークを入れることは可能です。申し込み時にロゴマークを含めて、希望する愛称をお示しください。
15		相談の上、名称決定後のロゴマークの変更は可能か	すでに決定、公表した愛称の契約期間内の変更は望ましくありませんが、状況に応じて協議を行い方針決定します。
16		愛称の決定に連動して、公園名を用いた駅名やバス停名、交差点名等も変わるのか	交通事業者や道路管理者等が当該名称を変えない限り、変わることはありません。
17	選定方法	今回の募集は初めての取り組みか。過去に同様の募集実績がある場合は、事例や傾向など	県営公園としては初めての公募につき、過去の実績等はございません。
18		審査において重視される観点や、事前に配慮すべき事項等	選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。具体的な評価基準は公表しません。
19		県が希望する契約金額とありますが、選考基準として金額が高い方、ということはあるのか	選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。したがって、契約金額は評価対象となりますが、契約金額の多少のみでネーミングライツパートナーを決定することはありません。なお、具体的な評価基準は公表しません。